

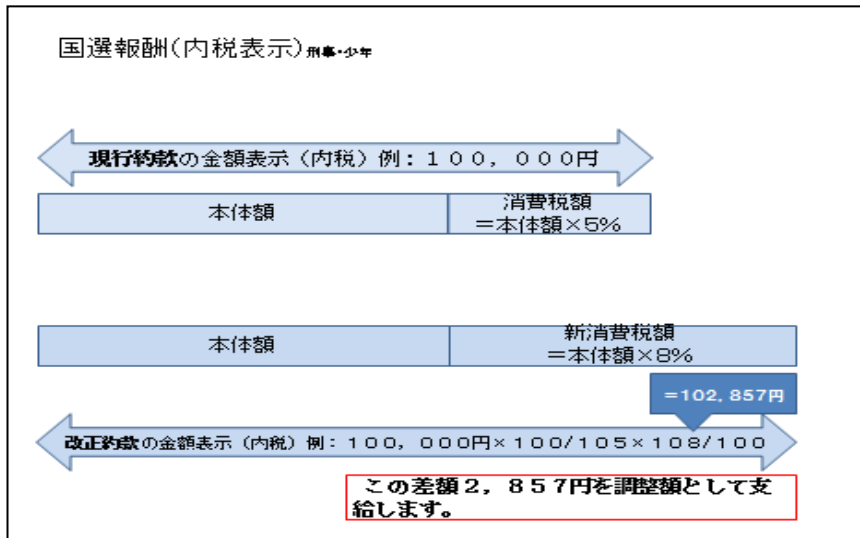
# 国選弁護士・付添人契約約款の改正に伴う報酬額の調整金額の表示について

26 / 4 / 1 施行

平成26年4月1日から消費税率が引き上げられることに伴い、国選弁護士・付添人契約約款を改正しました。

報酬の費目で算定される額の総額（5%の消費税が含まれた額）から本体価格を割り出し、これに8%分の消費税を加えた価格となるように調整する方法で、調整額を支給します。

(報酬の費目で算定される額の総額が10万円であった場合の調整例)



「国選弁護人の報酬・費用について」の調整金額の表示については、以下のようになります。

国選弁護報酬・費用について

標記について、下記のとおり通知します。

算定結果	記	
報酬		
通常報酬		80,000 円
基礎報酬		77,000 円
引き続き担当による調整		0 円
公判加算		3,000 円
うち		
①主任加算		0 円
②追起訴加算		0 円
③第1回公判期日前の証人録問等期日加算		0 円
遠距離接見等加算		0 円
特別加算		0 円
うち		
④重大・特別案件加算		0 円
⑤特別成果加算(保釈等)		0 円
⑥特別成果加算(無罪等)		0 円
⑦特別成果加算(示談等)		20,000 円
消費税調整額		2,857 円
合計		102,857 円
費用		
謄写費用		0 円
遠距離接見等交通費・宿泊費		0 円
出張旅費・日当・宿泊費		0 円
通訳人費用		0 円
訴訟準備費用		0 円
合計		0 円
総合計		102,857 円

ここに消費税調整額が表示されます。

改正後の契約約款の全文等は、法テラスHPに掲載します

[http://www.houterasu.or.jp/houterasu\\_gaiyou/hourei\\_kitei/](http://www.houterasu.or.jp/houterasu_gaiyou/hourei_kitei/)